

鳥取県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
皆生タクシー株式会社	米子市旗ヶ崎2207	皆生タクシーケアセンター指定訪問介護事業所	米子市角盤町二丁目3	平成24年3月31日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取西デイサービスセンター	鳥取市西品治280-1	平成24年4月2日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取西デイサービスセンター	鳥取市西品治280-1	平成24年4月2日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	美和あすなる居宅介護支援センター	鳥取市赤子田451	平成24年4月1日